○農林水産省告示第六百七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十三日　農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十三日　農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十七号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十三日　農林水産大臣　鹿野　道彦

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン	1,773,900	338,200	33	31	2 」を
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン	1,142,200	338,300	29	27	2 」に

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「日本脳炎生ワクチン（シード）	10,700	24,600	2	2	2 」を
「日本脳炎生ワクチン（シード）	10,700	24,600	2	2	2
日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症混合生ワクチン（シード）	10,700	67,700	2	2	2 」に、
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	2,200	217,700	2	2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	2
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	281,500	20,300	9	2	」を
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	」
「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	2,200	217,700	2	2	2
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・産卵低下症候群―1976混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	281,500	20,300	9	2	」に
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型菌処理）混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	269,600	0	2	2	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎２価・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	355,900	0	2	2	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎３価・鶏伝染性コリーザ（Ａ・Ｃ型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	399,000	0	2	2	」

改める。